

出資会員の方へのご案内

1. お届けの氏名又は名称、住所又は居所、勤務先等に変更を生じたときは、すみやかに当金庫に届け出てください。変更により、住所又は居所、勤務先等の何れもが当金庫の営業区域外となった場合は、法定脱退事由に該当し会員たる資格を失います。また、5年以上継続して、当金庫からの通知又は催告のお受取りがなく、かつ、当金庫の事業のご利用がないときは、総代会の決議により会員の地位を失うこととなる場合があります。

2. 法定脱退事由に該当した場合は、その事由の発生日に、その意思にかかわらず当然に脱退し、会員として有していた一切の権利義務を失います。したがって剰余金の配当請求権も当然に失うこととなります。

《法定脱退事由》

- (1) 会員たる資格の喪失(当金庫の営業区域外への移転等)
- (2) 死亡又は解散
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 除名
- (5) 持分の全部の喪失

3. 法定脱退の場合において持分の払戻は、脱退時の属する事業年度の終了の時以降(通常翌年度4月1日以降)となります。

4. 法定脱退の場合において持分の払戻請求権は、脱退原因発生時から2年間行わないときは時効によって消滅します。

※当金庫の営業区域はこちらでご確認ください。▶[営業区域のご案内](#)

※ご不明な点はお取引店窓口へお問い合わせください。